



## [研究ノート] 日本における官民役割分担の進展と PFIの位置づけの変化

|          |   |
|----------|---|
| 著者       | 杉浦 勉  |
| 雑誌名      | 政策創造研究  |
| 巻        | 13  |
| ページ      | 65-88   |
| 発行年      | 2019-03-29  |
| その他のタイトル | [Notes] Development in sharing of public and private roles and change of positioning PFI in Japan |
| URL      | <a href="http://hdl.handle.net/10112/16893">http://hdl.handle.net/10112/16893</a>                 |

(研究ノート)

## 日本における官民役割分担の進展と PFIの位置づけの変化

杉 浦 勉

### はじめに

日本では公共サービスの提供において官民役割分担が広く進められている。官民役割分担とは、官である公共部門と民である民間企業が連携して公共サービスを提供することである。PPP (Public Private Partnership) とも言われることがあり、財政状況が逼迫するなかで公共サービスを国民に届ける枠組として活用されている。

官民役割分担を取り入れた実践的な事例が多く登場するにつれ、それらを対象にした議論も積み上がっているが、しかし、その全体像を把握する作業はまだ未整備と言わざるをえない。ここで、全体像とは、官民役割分担を実現する諸々の形態が、それぞれどのような分野で実施されているのか、についてマクロ的に総括する作業を指す。任意の形態がどの分野でも適用できるわけではなく、また、すべての分野で失敗するわけでもない。

議論状況を確認しよう。福川ほか [2014] では、官民役割分担が進展する過程について、それを実現する手法や考え方を吟味しているが、それらが公共サービス全体に適用されることを前提とした議論となっている。鈴木 [2017] や根本 [2017] では、現場での実務を意識して議論を展開しているが、公共サービスのどの分野を念頭に置いているのか明確ではない。あるいは、逆に、野村

[2017] では、空港事業を取り上げ、個別の分野における事例を扱っているが、それが他の分野にとってどのような意味があるのかについては盛り込まれていない。

その一方で、官民役割分担について批判的に扱う議論においても、一つの事例から全体を断罪しようとする姿勢が目立つ。堤 [2018]、岸本ほか [2018]、尾林・渡辺 [2018] では、国内外における水道事業の民営化を取り上げ、その失敗から官民役割分担を批判しているが、その事例の分野が官民役割分担の全体像のなかで主流なのかどうかは曖昧である。もしそれが例外的な事例であるとするれば、その議論は針小棒大、まるでラマンチャの男のようだと評しても言い過ぎではない。

そこで、本論では、官民役割分担の全体像を示すことを課題とする。その代表的な形態を取り上げ、それぞれがどのような分野で実施されているのか、確認する。その上で、近年の新たな動向を踏まえて、今後重点ポイントとなる分野を提示したい。

## I. 民営化・地方公営企業・第三セクター

日本における官民役割分担の端緒は、厳密に議論すれば、戦前にまで遡ることができる。つまり、八幡製鉄所や富岡製糸工場といった官営工場が民間に払い下げされた事例に、少なくとも近代における官民役割分担の源流を求めることもできる。しかし、本論では、こうした議論を下地にしつつも、対象を1980年代に始まった民営化以降に絞ることにする。

民営化とは、一般に、国や地方自治体が経営していた事業体が民間企業に改組されることを指す。とはいえ、これは狭義に把握した場合のことであり、広義には、公社や公団、現業事業が特殊法人に移行することも民営化と言われることもある。また、本論でも取り扱うPFIのような形態、つまり、事業経営の一部分を民間企業が担うような形態も民営化と呼ばれている。公共部門と民間

部門とが何らかの連携をして公共サービスを提供する在り方については、総じて民営化と表現されている<sup>1)</sup>。

この文脈からすれば、本論が対象とするような官民役割分担は一概に民営化として議論されることも多いことも事実である。しかし、官民の間における役割分担は、上述したようないくつかの形態においても、それぞれが担当する役割は質量ともに異なっており、かつ、それらが実施されている公共サービスの種類も決して同一ではない。民営化として大づかみに扱うことでは実態は見えてこない。そのため、ここでは、狭義の民営化をまずは取り上げ、続いて、いわゆる広義の民営化と言われる形態について検討していく。

まずは表1で全体像を確認しよう。これは、日本における官民役割分担について、形態および分野ごとに特徴を示したものである。形態は6つに分類しており、順に挙げれば、民営化、地方公営企業、第三セクター、指定管理者制度、市場化テスト、PFI、である<sup>2)</sup>。分野については8つの分類であり、これも順に、交通・通信、エネルギー、住宅・生活環境、厚生・福祉・医療、教育・職業訓練、国土保全、農業漁業基盤施設、行政施設その他、である<sup>3)</sup>。それぞれの形

表1 官民役割分担の全体像

| 分野       | 民営化              | 地方公営企業                   | 第三セクター                   | 指定管理者制度                           | 市場化テスト                 | PFI                     |
|----------|------------------|--------------------------|--------------------------|-----------------------------------|------------------------|-------------------------|
| 交通・通信    | ●                |                          |                          |                                   |                        |                         |
| エネルギー    |                  |                          |                          |                                   |                        |                         |
| 住宅・生活環境  |                  | ●                        |                          | ●                                 |                        | ●                       |
| 厚生・福祉・医療 |                  | ●                        |                          | ●                                 |                        | ●                       |
| 教育・職業訓練  |                  |                          | ●                        | ●                                 |                        | ●                       |
| 国土保全     |                  |                          |                          |                                   |                        |                         |
| 農業漁業基盤施設 |                  |                          | ●                        |                                   |                        |                         |
| 行政施設その他  |                  |                          | ●<br>観光・レジャー             |                                   | ●                      |                         |
| 件数が多い事業  | 高速道路<br>通信<br>交通 | 下水道<br>上水道<br>簡易水道<br>病院 | 農林水産<br>観光・レジャー<br>教育・文化 | 基盤施設<br>文教施設<br>レク・スポ施設<br>社会福祉施設 | 業務支援<br>情報システム<br>施設管理 | 教育と文化<br>まちづくり<br>健康と環境 |

出典：筆者作成。

態において主要な分野に黒丸印がつけられている。下部にあるリストは、各形態のなかで件数が多い事業を示している。この表を念頭に置きつつ、それぞれの形態ごとにその特徴を見ていこう。

最初の形態は民営化である。ここでの民営化とは、繰り返しになるが、狭義の民営化を指す。表2では、1980年代から2010年代にかけて民営化された公的事业を示してある。1980年代の民営化は主に中曽根康弘政権の下で実施された。まず1985年に日本電信電話公社がNTTに、日本専売公社が日本たばこ産業株式会社に、それぞれ民営化された。その翌年の1986年には日本航空と東北開発

表2 1980年代以降に民営化された公的事业

| 分野       | 1980年代  | 1990年代            | 2000年代   | 2010年代         | 計  |
|----------|---|-------------------|--|----------------|----|
| 交通・通信    | 日本電信電話公社 (1985)<br>日本航空 (1987)<br>日本国有鉄道 (1987) | 国際電信電話株式会社 (1998) | 日本道路公団 (2004)<br>首都高速道路公団 (2004)<br>阪神高速道路公団 (2004)<br>本州四国連絡橋公団 (2004)<br>帝都高速度交通営団 (2004)<br>新東京国際空港公団 (2004)<br>日本郵政公社 (2005) | 大阪市営地下鉄 (2018) | 12 |
| エネルギー    | 沖縄電力株式会社 (1988)                                 |                   | 電源開発株式会社 (2004)  |                | 2  |
| 住宅・生活環境  |   |                   |  |                |    |
| 厚生・福祉・医療 |   |                   |  |                |    |
| 教育・職業訓練  |   |                   |  |                |    |
| 国土保全     | 東北開発株式会社 (1986)                                 |                   |  |                | 1  |
| 農業漁業基盤施設 |   |                   |  |                |    |
| 行政施設その他  | 日本専売公社 (1985)                                   |                   |  |                | 1  |
| 計        | 6   | 1                 | 8  | 1              | 16 |

出典：筆者作成。

株式会社が続き、1987年の日本国有鉄道、1988年の沖縄電力株式会社が民営化されている。分野で見れば、交通・通信が3件、エネルギーが1件、国土保全が2件、行政施設その他が1件、計6件である。1990年代は橋本龍太郎内閣の下で1件の民営化が実施された。1998年の国際電信電話株式会社が企業法人となっている。分野では交通・通信に分類される。

2000年代の民営化は、小泉純一郎政権が推し進めた。件数は8件となっているが、2004年に民営化された道路関係四公団である日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団、本州四国連絡橋公団の4件を個別に数えているためである。同じく2004年には、帝都高速度交通営団、新東京国際空港公団、電源開発株式会社が、続く2005年には日本郵政公社が民営化されている。分野では交通・通信が7件、エネルギーが1件となっている。2010年代に入ると、2018年末時点では、2018年の大阪市営地下鉄の民営化が実現している。これも交通・通信の分野に分類される。

民営化についてまとめると、1980年代の中曽根政権、2000年代の小泉政権において多くが実施されていることがわかる。それぞれ6件、8件の公的事業が民営化されており、全体16件のうちの9割近くを占めている。分野に着目すれば、交通・通信が最も多く12件となっている。全体のうち4分の3が交通・通信における民営化となっている点は着目しておくべきである。そのため、前出の表1では、民営化では交通・通信の分野が主流であるとしている。

次の形態は地方公営企業である。地方公営企業とは、日本の地方自治体が経営する事業のうち、地方公営企業法の適用を受ける事業のことである。地方財政の観点からは、普通会計とは切り離された事業会計で管理される点に特徴がある。具体的には、表3にあるように、地方公営企業法の適用を受ける事業、つまり法適用事業としては、水道、工業用水道、交通（軌道）、交通（自動車）、交通（鉄道）、電気、ガス、病院の8つである。これ以外にも、地方公営企業法の適用を受けない事業、つまり法非適事業として12事業が挙げられている。交通（船舶）、簡易水道、港湾整備、市場、と畜場、観光施設、宅地造成、公共下

水道、介護サービス、駐車場整備、有料道路、その他（有線放送など）の12事業である。こちらは、法適用事業には分類されないが、地方自治体が地方公営企業として自主的に運営することが望まれる事業とされている。地方公営企業と言え、通常、こちらの法非適事業も含める<sup>4)</sup>。

表3 地方公営企業の分野

| 法適用事業   | 法非適事業       |
|---------|-------------|
| 水道      | 交通（船舶）      |
| 工業用水道   | 簡易水道        |
| 交通（軌道）  | 港湾整備        |
| 交通（自動車） | 市場          |
| 交通（鉄道）  | と畜場         |
| 電気      | 観光施設        |
| ガス      | 宅地造成        |
| 病院      | 公共下水道       |
|         | 介護サービス      |
|         | 駐車場整備       |
|         | 有料道路        |
|         | その他（有線放送など） |

出典：総務省 [2018b] より作成。

表4は、平成28年度における地方公営企業の事業数および決算規模を示したものである。まず事業数から見ていくと、構成比から高い順に、下水道が42.6%、上水道が15.6%、簡易水道が8.3%、病院が7.4%となっている。これらの4事業だけで構成比は73.9%となり、全体の4分の3以上を占めている。とくに、上下水道だけを見ても66.5%と割合が高いことがわかる。次に決算規模では、これも構成比の高い順に見れば、下水道32.3%、病院26.9%、上水道22.3%となっている。これら3事業を合わせた構成比は81.5%にも達し、全体の5分の4以上となっている。同様に、上下水道に限定すれば54.6%となり、半分以上を占めている。

地方公営企業についてまとめると、上下水道および病院がこの形態の主流となっていることがわかる。事業数で見れば、全体の7割以上が上下水道および

表4 地方公営企業の事業数および決算規模

| (2016年度) | 事業数   |        | 決算規模       |        |
|----------|-------|--------|------------|--------|
|          | 数     | 構成比    | 金額(百万円)    | 構成比    |
| 上水道      | 1,334 | 15.6%  | 3,774,515  | 22.3%  |
| 簡易水道     | 707   | 8.3%   | 210,499    | 1.2%   |
| 工業用水道    | 155   | 1.8%   | 181,814    | 1.1%   |
| 交通       | 86    | 1.0%   | 1,110,466  | 6.6%   |
| 電気       | 95    | 1.1%   | 121,549    | 0.7%   |
| ガス       | 26    | 0.3%   | 90,205     | 0.5%   |
| 病院       | 634   | 7.4%   | 4,557,680  | 26.9%  |
| 下水道      | 3,639 | 42.6%  | 5,465,753  | 32.3%  |
| 港湾整備     | 97    | 1.1%   | 169,522    | 1.0%   |
| 市場       | 161   | 1.9%   | 274,693    | 1.6%   |
| と畜場      | 57    | 0.7%   | 21,684     | 0.1%   |
| 観光施設     | 290   | 3.4%   | 46,026     | 0.3%   |
| 住宅造成     | 427   | 5.0%   | 684,575    | 4.0%   |
| 有料道路     | 1     | 0.0%   | 23         | 0.0%   |
| 駐車場      | 220   | 2.6%   | 41,483     | 0.2%   |
| 介護サービス   | 557   | 6.5%   | 122,638    | 0.7%   |
| その他      | 48    | 0.6%   | 60,748     | 0.4%   |
| 計        | 8,534 | 100.0% | 16,933,873 | 100.0% |

出典：総務省 [2018b]、1 ページ、7 ページ。

病院であり、決算規模で見れば、8割強がそれらである。なかでも、上下水道は事業数では6割半、決算規模では5割強を占めており、地方公営企業のなかでも主流となっている。したがって、前出の表1では、地方公営企業における特徴として、上下水道を住宅・生活環境に、病院を厚生・福祉・医療に、それぞれ分類している。

続いて第三セクターを見ていこう。第三セクターとは、一般的に言えば、国や地方自治体と私企業とが共同で出資・経営する企業とされる。公共的な目標を私企業との連携で効率的に実施することを目指す形態である。しかし、通常、第三セクターと言え、地方自治体が出資する各種の法人を指す。国が出資す

る事業は含まれない<sup>5)</sup>。ここで言う各種の法人とは、表5にあるように、大別すれば、社団法人・財団法人と会社法法人にわけることができる。社団法人・財団法人には、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特例民法法人、の5法人が含まれ、会社法法人には、株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、特例有限会社、の5法人が含まれる。

表5 地方公営企業の分類

| 社団法人・財団法人 | 会社法法人  |
|-----------|--------|
| 公益社団法人    | 株式会社   |
| 公益財団法人    | 合名会社   |
| 一般社団法人    | 合資会社   |
| 一般財団法人    | 合同会社   |
| 特例民法法人    | 特例有限会社 |

出典：総務省 [2018a] より作成。

第三セクターが適用されている分野について表6に示してある。業務分野としては11分野あり、地域・都市開発、住宅・都市サービス、観光・レジャー、農林水産、商工、社会福祉・保健医療、生活衛生、運輸・道路、教育・文化、公害・自然環境保全、情報処理、国際交流、その他、となっている。それぞれにより細かい分類が設定されている。

表7は、第三セクターの法人数について、業務分野ごとに見たものである。会社法法人のうち、合名会社、合資会社、合同会社、特例有限会社、の4法人についてはまとめて、その他会社法法人としてある。全体の計では、法人数が1,000法人を超えている分野は、多い順に、農林水産1,117法人、観光・レジャー1,100法人、教育・文化1,014法人となっている。構成比はそれぞれ、17.8%、16.6%、15.3%となっており、これら3分野を合わせると49.7%に達する。法人の形態ごとに法人数が多い分野について構成比とともに見れば、公益社団法人では農林水産が114法人で75.5%、公益財団法人では教育・文化が728法人で38.2%、一般社団法人では農林水産が108法人で53.5%、一般財団法人では教

表6 第三セクターの業務分野

| 業務分野      | 分類  |
|-----------|---|
| 地域・都市開発   | ①土地開発公社、②土地開発等の業務を行う法人、③住宅団地・工業団地造成事業等を行う法人、④土地区画整理協会、⑤公園協会、⑥ステーションビル、⑦土木工事の設計監理業務を行う法人、⑧都市計画の調査を行う法人 等   |
| 住宅・都市サービス | ①地方住宅供給公社、②住宅サービス公社、③住宅協会、④建築士協会、⑤建築技術センター、⑥ガス供給会社、⑦熱供給公社 等   |
| 観光・レジャー   | ①観光開発公社、②観光物産振興公社、③観光振興公社、④観光バス会社、⑤レジャー施設の管理運営を行う法人 等   |
| 農林水産      | ①農地保有合理化法人、②農産物安定基金協会、③造林公社、④畜産公社、⑤漁業公社、⑥家畜畜産物衛生指導協会、⑦牛乳検査協会、⑧農業後継者育成協会、⑨緑化センター、⑩農業（林業・漁業）信用基金協会、⑪林業従事者退職金共済基金、⑫水産公害対策基金、⑬第一次産業活用村、⑭ワイン製造会社、⑮農林水産関係の特産品の製造・販売・宣伝等を行う法人、⑯農産物・畜産物・水産物の流通業務を行う法人 等                         |
| 商工        | ①中小企業振興公社、②地場産業振興センター、③高度技術振興財団（テクノポリス開発機構等）、④工業技術振興協会、⑤中小企業情報センター、⑥コンベンションビューロー、⑦中小企業会館、⑧産業展示館、⑨工業材料分析センター、⑩産業振興基金、⑪国際貿易センター、⑫特産品の製造・販売・宣伝等を行う法人（農林水産関係の特産品に関するものを除く）等   |
| 社会福祉・保健医療 | ①国民年金福祉協会（国民年金保養センターの受託運営）、②大規模年金保養基地の受託運営を行う法人、③勤労者いこいの村の管理運営を行う法人、④環境衛生指導センター、⑤長寿社会振興財団、⑥高齢者問題研究協会、⑦高齢者問題研究所、⑧アイバンク・腎バンク、⑨社会福祉基金、⑩交通事故被災者援護協会、⑪検診センター、⑫救急医療情報センター、⑬医学総合研究所、⑭民間社会福祉施設職員共済財団、⑮シルバー人材センター、⑯労働者福祉協会、⑰病院 等 |
| 生活衛生      | ①水道サービス協会、②下水道公社、③一般廃棄物（ゴミ、し尿等）及び産業廃棄物の処理を行う法人、④ゴミの減量・リサイクルの推進を行う法人 等   |
| 運輸・道路     | ①地方道路公社、②フェリーふ頭公社、③高速道路協会、④空港ターミナルビル、⑤鉄道、⑥モノレール、⑦流通ターミナル、⑧駐車場公社 等   |
| 教育・文化     | ①埋蔵文化財センター、②私学振興協会、③育英奨学会、④体育協会、⑤生涯学習協会、⑥交響楽団、⑦市民会館等の管理等を行う法人、⑧大学 等   |
| 公害・自然環境保全 | ①公害防止協会、②自然保護財団、③緑の基金 等   |
| 情報処理      | ①電子計算機センター、②流通業務サービス協会 等  |
| 国際交流      | ①国際交流協会、②国際交流基金 等   |
| その他       | ①庁舎・職員会館の管理を行う法人、②行政情報センター、③消防協会、④暴力団追放県民センター、⑤テレビ放送会社（ケーブルテレビ会社を含む）、⑥シンクタンク（都市計画等特定の目的・業務を持つものを除く） 等   |

出典：総務省 [2018a]、3 ページ。

表7 第三セクターの法人数

| (2017年度末) | 計     |        | 社団法人・財団法人 |        |        |        |        |        |        |        |        |        | 会社法人  |        |        |        |
|-----------|-------|--------|-----------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|--------|--------|--------|
|           |       |        | 公益社団法人    |        | 公益財団法人 |        | 一般社団法人 |        | 一般財団法人 |        | 特例民法法人 |        | 株式会社  |        | 其他会社法人 |        |
|           | 数     | 構成比    | 数         | 構成比    | 数      | 構成比    | 数      | 構成比    | 数      | 構成比    | 数      | 構成比    | 数     | 構成比    | 数      | 構成比    |
| 地域・都市開発   | 468   | 7.1%   | 1         | 0.7%   | 101    | 5.3%   | 5      | 2.5%   | 73     | 8.2%   | 1      | 20.0%  | 285   | 8.8%   | 2      | 0.8%   |
| 住宅・都市サービス | 78    | 1.2%   | 0         | 0.0%   | 9      | 0.5%   | 0      | 0.0%   | 21     | 2.4%   | 0      | 0.0%   | 47    | 1.5%   | 1      | 0.4%   |
| 観光・レジャー   | 1,100 | 16.6%  | 5         | 3.3%   | 48     | 2.5%   | 38     | 18.8%  | 165    | 18.6%  | 0      | 0.0%   | 795   | 24.7%  | 49     | 19.9%  |
| 農林水産      | 1,177 | 17.8%  | 114       | 75.5%  | 181    | 9.5%   | 108    | 53.5%  | 115    | 13.0%  | 1      | 20.0%  | 517   | 16.1%  | 141    | 57.3%  |
| 商工        | 666   | 10.1%  | 2         | 1.3%   | 174    | 9.1%   | 14     | 6.9%   | 93     | 10.5%  | 0      | 0.0%   | 366   | 11.4%  | 17     | 6.9%   |
| 社会福祉・保健医療 | 366   | 5.5%   | 5         | 3.3%   | 232    | 12.2%  | 7      | 3.5%   | 105    | 11.8%  | 2      | 40.0%  | 14    | 0.4%   | 1      | 0.4%   |
| 生活衛生      | 241   | 3.6%   | 4         | 2.6%   | 113    | 5.9%   | 2      | 1.0%   | 42     | 4.7%   | 0      | 0.0%   | 74    | 2.3%   | 6      | 2.4%   |
| 運輸・道路     | 432   | 6.5%   | 0         | 0.0%   | 8      | 0.4%   | 4      | 2.0%   | 14     | 1.6%   | 0      | 0.0%   | 394   | 12.2%  | 12     | 4.9%   |
| 教育・文化     | 1,014 | 15.3%  | 14        | 9.3%   | 728    | 38.2%  | 11     | 5.4%   | 192    | 21.6%  | 1      | 20.0%  | 65    | 2.0%   | 3      | 1.2%   |
| 公害・自然環境保全 | 71    | 1.1%   | 3         | 2.0%   | 51     | 2.7%   | 2      | 1.0%   | 9      | 1.0%   | 0      | 0.0%   | 6     | 0.2%   | 0      | 0.0%   |
| 情報処理      | 83    | 1.3%   | 0         | 0.0%   | 1      | 0.1%   | 2      | 1.0%   | 3      | 0.3%   | 0      | 0.0%   | 77    | 2.4%   | 0      | 0.0%   |
| 国際交流      | 101   | 1.5%   | 0         | 0.0%   | 90     | 4.7%   | 1      | 0.5%   | 9      | 1.0%   | 0      | 0.0%   | 1     | 0.0%   | 0      | 0.0%   |
| その他       | 822   | 12.4%  | 3         | 2.0%   | 170    | 8.9%   | 8      | 4.0%   | 47     | 5.3%   | 0      | 0.0%   | 580   | 18.0%  | 14     | 5.7%   |
| 計         | 6,619 | 100.0% | 151       | 100.0% | 1,906  | 100.0% | 202    | 100.0% | 888    | 100.0% | 5      | 100.0% | 3,221 | 100.0% | 246    | 100.0% |

出典：総務省 [2018a]、3 ページより作成。

育・文化が192法人で21.6%、特例民法法人では社会福祉・保健医療が2法人で40.0%、株式会社では観光・レジャーが795法人で24.7%、其他会社法人では農林水産が141法人で57.3%となっている。

ここで、表7について、横に読んでみたい。つまり、法人数が1,000法人を超えている業務分野ごとに、どの法人形態が多いか、について、確認する。最も法人数が多い農林水産では、1,177法人のうち株式会社が517法人となっており、43.9%を占めている。これに其他会社法人の141法人を加えれば685法人となり、割合は55.9%となる。次に法人数が多い観光・レジャーでは、1,100法人のうち株式会社が795法人となっており、72.3%を占めている。同じく、其他会社法人の49法人を加えれば844法人となり、割合は76.7%となる。続いて教育・文化では、1,014法人のうち公益財団法人が728法人となっており、71.8%を占めている。これも同じく、一般財団法人の192法人を加えれば920法人となり、割合は90.7%となる。

第三セクターについてまとめると、業務分野としては法人数が多い順に、農林水産、観光・レジャー、教育・文化となっている。それぞれ構成比では10%半ばとなっており、これらの分野が全体の半分弱を占めている。それぞれの法人形態で法人数が多い業務分野は、公益社団法人、一般社団法人、其他会社

法法人が農林水産、公益財団法人、一般財団法人が教育・文化、特例民法法人が社会福祉・保健医療、株式会社が観光・レジャーとなっている。それぞれの業務分野で法人数が多い法人形態は、農林水産、観光・レジャーが株式会社、教育・文化が財団法人となっている。これらのことから、前出の表1では、第三セクターにおける特徴として、農林水産を農業漁業基盤施設、観光・レジャーを行政施設その他、教育・文化を教育・職業訓練に、それぞれ分類している。

## Ⅱ. 指定管理者制度・市場化テスト・PFI

指定管理者制度に目を移そう。指定管理者制度とは、公の施設について、その管理や運営を民間事業者などに代行させる制度である<sup>6)</sup>。この制度の対象となる公の施設とは、表8にあるように、5つに分類される分野に整理される。つまり、レクリエーション・スポーツ施設、産業振興施設、基盤施設、文教施設、社会福祉施設、である。指定管理者となる民間事業者などには、図1にあるように、7つに分類される団体がある。つまり、株式会社、財団法人・社団法人および地方三公社、地方自治体、公共的団体、地縁による団体、NPO法人、その他の団体、である。

表8 公の施設の分野

| 分野              | 公の施設  |
|-----------------|---|
| レクリエーション・スポーツ施設 | 体育館、武道場等、競技場（野球場、テニスコート等）、プール、海水浴場、宿泊休養施設（ホテル、国民宿舎等）、休養施設（公衆浴場、海・山の家等）、キャンプ場、学校施設（照明管理、一部開放等）など |
| 産業振興施設          | 産業情報提供施設、展示場施設、見本市施設、開放型研究施設など  |
| 基盤施設            | 公園、公営住宅、駐車場・駐輪場、水道施設、下水道終末処理場、港湾施設（漁港、コンテナ、旅客船ターミナル等）、霊園、斎場など                                   |
| 文教施設            | 図書館、博物館（美術館、科学館、歴史館、動物園等）、公民館・市民会館、文化会館、合宿所、研修所（青少年の家を含む）など                                     |
| 社会福祉施設          | 病院、診療所、特別養護老人ホーム、介護支援センター、福祉・保健センター、児童クラブ、学童館等、保育園等   |

出典：総務省 [2016] より作成。

1. 株式会社 (特例有限会社を含む)
2. 社団法人・財団法人 (公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特例民法法人) および地方三公社 (住宅供給公社、道路公社、土地開発公社)
3. 地方自治体 (一部事務組合等を含む)
4. 公共的団体 (例: 農業協同組合、社会福祉法人、森林組合、赤十字社など)
5. 地縁による団体 (例: 自治会、町内会など)
6. NPO 法人 (特定非営利活動法人)
7. その他の団体 (例: 学校法人、医療法人、共同企業体等)

出典: 総務省 [2016] より作成。

図 1 指定管理者となる団体の種別

指定管理者制度の導入施設数について、表 9 に基づいてみていこう。導入施設数が最も多い分野は基盤施設であり、施設数は25,914となっている。全体の77,369件に対する構成比は33.5%である。次に多い分野は文教施設であり、施設数は15,937、構成比は20.6%である。この2つの分野で全体の54.1%を占めている。これにレクリエーション・スポーツ施設の15,178施設で19.6%、社会福祉施設の13,685施設で17.7%が続いている。

表 9 指定管理者制度の導入施設数

| (2015年度末)           | 全体     |        | 株式会社   |        | 社団法人・財団法人<br>および地方三公社 |        | 地方自治体 |        | 公共的団体  |        | 地縁による団体 |        | NPO 法人 |        | その他の団体 |        |
|---------------------|--------|--------|--------|--------|-----------------------|--------|-------|--------|--------|--------|---------|--------|--------|--------|--------|--------|
|                     | 数      | 構成比    | 数      | 構成比    | 数                     | 構成比    | 数     | 構成比    | 数      | 構成比    | 数       | 構成比    | 数      | 構成比    | 数      | 構成比    |
| レクリエーション・<br>スポーツ施設 | 15,178 | 19.6%  | 4,893  | 32.6%  | 4,592                 | 23.3%  | 82    | 34.3%  | 973    | 7.7%   | 860     | 5.4%   | 1,543  | 43.8%  | 2,235  | 21.3%  |
| 産業振興施設              | 6,655  | 8.6%   | 1,737  | 11.6%  | 869                   | 4.4%   | 10    | 4.2%   | 1,439  | 11.4%  | 1,221   | 7.7%   | 207    | 5.9%   | 1,172  | 11.2%  |
| 基盤施設                | 25,914 | 33.5%  | 6,374  | 42.5%  | 10,270                | 52.2%  | 105   | 43.9%  | 1,456  | 11.6%  | 2,410   | 15.2%  | 286    | 8.1%   | 5,013  | 47.8%  |
| 文教施設                | 15,937 | 20.6%  | 1,405  | 9.4%   | 2,403                 | 12.2%  | 30    | 12.6%  | 1,074  | 8.5%   | 9,117   | 57.5%  | 661    | 18.8%  | 1,247  | 11.9%  |
| 社会福祉施設              | 13,685 | 17.7%  | 589    | 3.9%   | 1,546                 | 7.9%   | 12    | 5.0%   | 7,649  | 60.7%  | 2,247   | 14.2%  | 828    | 23.5%  | 814    | 7.8%   |
| 計                   | 77,369 | 100.0% | 14,998 | 100.0% | 19,680                | 100.0% | 239   | 100.0% | 12,591 | 100.0% | 15,855  | 100.0% | 3,525  | 100.0% | 10,481 | 100.0% |

出典: 総務省 [2016]、4 ページより作成。

指定管理者となる団体の種別ごとに施設数が多い分野を構成比とともに見ていくと、株式会社、社団法人・財団法人および地方三公社、地方自治体、その他の団体では基盤施設が最も施設数が多く、それにレクリエーション・スポー

ツ施設が続いている。具体的な数字を挙げれば、それぞれ、基盤施設が6,374施設で42.5%、10,270施設で52.2%、105施設で43.9%、5,013施設で47.8となっており、レクリエーション・スポーツ施設が4,893施設で32.6%、4,592施設で23.3%、82施設で34.3%、2,235施設で21.3%となっている。これに対して、公共的団体では社会福祉施設が7,649施設で60.7%と最も多く、地縁による団体では文教施設が9,117施設で57.5%、NPO法人ではレクリエーション・スポーツ施設が1,543施設で43.8%となっている。

表10について、第三セクターと同じく、横に読んでみたい。施設数が多い分野を取り上げると、基盤施設では25,914施設のうち社団法人・財団法人および地方三公社が10,270施設となっており、39.6%を占めている。続いて株式会社が6,374施設で24.6%となっている。文教施設では15,937施設のうち地縁による団体が9,117施設となっており、57.2%を占めている。これに社団法人・財団法人および地方三公社が続いており、2,403施設で15.1%となっている。レクリエーション・スポーツ施設では15,178施設のうち株式会社が4,893施設となっており、32.2%を占めている。続いて社団法人・財団法人および地方三公社が4,592施設で30.3%となっている。社会福祉施設では13,685施設のうち公共的団体が7,649施設で60.7%を占めている。

指定管理者制度についてまとめよう。導入されている施設数が多い分野は、順に、基盤施設、文教施設、レクリエーション・スポーツ施設、社会福祉施設となっている。基盤整備が最も多く、全体の3分の1を占めており、他の分野はそれぞれ20%前後である。それぞれの団体の種別ごとに施設数が多い分野は、株式会社、社団法人・財団法人および地方三公社、地方自治体、その他の団体が基盤施設となっており、これら以外では公共的団体が社会福祉施設、地縁による団体が文教施設、NPO法人がレクリエーション・スポーツ施設、となっている。それぞれの分野で施設数が多い団体の種別は、基盤施設が社団法人・財団法人および地方三公社、文教施設が地縁による団体、レクリエーション・スポーツ施設が株式会社、社会福祉施設が公共的団体となっている。以上を踏ま

え、前出の表1では、指定管理者制度における特徴として、基盤施設、レクリエーション・スポーツ施設を生活・住環境に、文教施設と教育・職業訓練に、社会福祉施設を厚生・福祉・医療に、それぞれ分類している。

官民役割分担について次の形態は市場化テストである。市場化テストとは、官民競争入札とも言われ、公共サービスについて、公共部門と民間企業が対等な立場で競争入札に参加し、質と価格の観点から総合的に最も優れた者が、そのサービスの提供を担う仕組みである<sup>7)</sup>。指定管理者制度では公の施設について管理と運営を民間企業が代行するが、この市場化テストでは公共サービスの提供業務そのものを民間企業が担当することになる。市場化テストが実施される分野は表10にあるように、9つある。つまり、施設管理、研修・訓練、窓口・相談、情報システム、統計調査、試験、徴収、公物管理、その他、である。

表10 市場化テストの分野

| 分野     | 施設             |
|--------|----------------|
| 施設管理   | 庁舎の管理・運営など     |
| 研修・訓練  | 技能講習、教育訓練など    |
| 窓口・相談  | 証書発行、職業紹介など    |
| 情報システム | ネットワーク運用・管理など  |
| 統計調査   | 動向調査、実態調査など    |
| 試験     | 国家試験の試験実施など    |
| 徴収     | 社会保険料収納など      |
| 公物管理   | 公営施設の維持管理、警備など |
| その他    | 業務支援など         |

出典：総務省 [2018c]、52～60ページより作成。

市場化テストの事業数について、表11に示してある。最も多い分野はその他であり、事業数は91件となっている。事業数全体では378件であり、それに占める割合は24.1%である。このその他の分野では業務支援が中軸である。たとえば、啓発行事の企画において、その運営をサポートしたり、オフィスでの事務作業について、書類整理をサポートする事業がある<sup>8)</sup>。続いて事業数が多い分

野は、88件の情報システムである。全体に占める割合は23.3%となっている。続いて、施設管理が74件、19.6%と続いている。

表11 市場化テストの事業数

| (2018年6月現在) | 事業数 | 構成比    |
|-------------|-----|--------|
| 施設管理        | 74  | 19.6%  |
| 研修・訓練       | 16  | 4.2%   |
| 窓口・相談       | 8   | 2.1%   |
| 情報システム      | 88  | 23.3%  |
| 統計調査        | 25  | 6.6%   |
| 試験          | 22  | 5.8%   |
| 徴収          | 4   | 1.1%   |
| 公物管理        | 50  | 13.2%  |
| その他         | 91  | 24.1%  |
| 計           | 378 | 100.0% |

総務省 [2018d]、52ページ。

市場化テストについてまとめると、その他に含まれるような業務支援の分野で事業数が最も多くなっている。次に事業数が多い情報システムでは、ネットワークの運用や運用を担当する事業であり、その次の施設管理では、庁舎などを管理、運営する事業である。市場化テストの目的である公共サービスの提供業務そのものを民間企業に任せるというよりは、公共サービスの提供業務が円滑に行われるよう支援するバックヤードを対象にした事業が主流となっている。したがって、前出の表1では、市場化テストにおける特徴として、その他、情報システム、施設管理の3分野をすべて、行政施設その他に分類している。なお、その他は業務支援とした。

官民役割分担の形態として最後に、PFIを取り上げよう。PFIとは、Private Finance Initiativeの略記であり、内閣府によれば、「公営施設等の建設、維持管理、運営等に民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することにより、同一水準のサービスをより安く、または、同一価格でより上質のサービスを提

供する手法』<sup>9)</sup>と定義している。行政サービスにおける施設部分を私企業に委託することで、その部分について効率化を達成しようとする手法である。PFIは8つの分野で実施されている。具体的には、表12にあるように、教育と文化、生活と福祉、健康と環境、産業、まちづくり、安心、庁舎と宿舎、その他、である。

表12 PFIの分野

| 分野    | 施設                 |
|-------|--------------------|
| 教育と文化 | 社会教育施設、文化施設など      |
| 生活と福祉 | 福祉施設など             |
| 健康と環境 | 医療施設、廃棄物処理施設、斎場など  |
| 産業    | 観光施設、農業振興施設など      |
| まちづくり | 道路、公園、下水道施設、港湾施設など |
| 安心    | 警察施設、消防施設、行刑施設など   |
| 庁舎と宿舎 | 事務庁舎、公務員宿舎など       |
| その他   | 複合施設など             |

出典：内閣府 [2018]、5 ページ。

表13は、PFIが導入されている事業数を示してある。なお、ここで、国と地方自治体の他に「その他」とあるのは、独立行政法人や特殊法人などを指している。それらを含めた全体において事業数が100件を超える分野を見ていくと、多い順から、220件の教育と文化、148件のまちづくり、107件の健康と環境、である。全体に占める割合はそれぞれ33.0%、22.2%、16.1%となっており、これらを合計すると71.3%に達する。それぞれの分野ごとに地方自治体の事業数が占める割合を見れば、教育と文化の分野では220件のうち179件なので81.4%、まちづくりでは148件のうち129件なので87.2%、健康と環境では107件のうち105件なので98.1%、となっている。全体の事業数においても、666件のうち541件なので81.2%を地方自治体が占めている。

表13 PFIの事業数

| (2018年度末) | 全体  |        | 国  |        | 地方自治体 |        | その他 |        |
|-----------|-----|--------|----|--------|-------|--------|-----|--------|
|           | 数   | 構成比    | 国  | 構成比    | 地方    | 構成比    | その他 | 構成比    |
| 教育と文化     | 220 | 33.0%  | 3  | 3.8%   | 179   | 33.1%  | 38  | 82.6%  |
| 生活と福祉     | 23  | 3.5%   | 0  | 0.0%   | 23    | 4.3%   | 0   | 0.0%   |
| 健康と環境     | 107 | 16.1%  | 0  | 0.0%   | 105   | 19.4%  | 2   | 4.3%   |
| 産業        | 12  | 1.8%   | 0  | 0.0%   | 12    | 2.2%   | 0   | 0.0%   |
| まちづくり     | 148 | 22.2%  | 18 | 22.8%  | 129   | 23.8%  | 1   | 2.2%   |
| 安心        | 26  | 3.9%   | 8  | 10.1%  | 18    | 3.3%   | 0   | 0.0%   |
| 庁舎と宿舍     | 62  | 9.3%   | 43 | 54.4%  | 15    | 2.8%   | 4   | 8.7%   |
| その他       | 68  | 10.2%  | 7  | 8.9%   | 60    | 11.1%  | 1   | 2.2%   |
| 計         | 666 | 100.0% | 79 | 100.0% | 541   | 100.0% | 46  | 100.0% |

出典：内閣府 [2018]、5ページ。

PFIについてまとめよう。まず国と地方との関係では、全体の8割以上を地方自治体の事業が占めており、PFIは地方の事業であると言える。分野では、教育と文化、まちづくりが多く、両者で全体に占める割合は5割以上となっている。これに健康と環境の分野を加えた3分野がPFIの主流だと言って良い。これらのことから、前出の表1では、PFIにおける特徴として、それぞれ、教育・職業訓練、住宅・生活環境、厚生・福祉・医療に分類した。

### Ⅲ. PFIに対する位置づけの変化

日本における官民役割分担の形態として、民営化、地方公営企業、第三セクター、指定管理者制度、市場化テスト、PFIを取り上げ、それぞれの特徴を確認してきた。それをまとめたものが、前出の表1である。これを見てもわかるように、官民役割分担が進められている分野は決して一様ではない。主として、住宅・生活環境、厚生・福祉・医療、教育・職業訓練といった3つの分野が対象となっている。これらの分野は国民の生活に密着しており、官と民との連携の在り方が暮らしに直結する可能性が高い。その一方で、交通・通信、エネルギー

ギー、国土保全といった分野は官民役割分担の主流ではない。こうした分野で官民による連携がないわけではないが、事業数で見ると限り、主戦場とは言い難い状況となっている。

表1について、横に見てみるとまた異なった側面が浮かび上がる。つまり、住宅・生活環境および厚生・福祉・医療の分野では、地方公営企業、指定管理者制度、PFIという3つの形態が実施されている点である。これに加え、教育・職業訓練の分野では、第三セクター、指定管理者制度、PFIの3つが実施されている。これは、主流となっている分野において展開されている形態が、地方公営企業、第三セクター、指定管理者制度、PFIであることを意味する。この3分野4形態について、日本における官民役割分担の全体像と見なすことができる。

このなかで、国民の生活に大きく影響するような動きがあった。PFIに対する位置づけの変化である。これは2013年に内閣府が発表した「PPP/PFIの抜本改革に向けたアクションプラン」によって打ち出されたものである。「PPP/PFIの抜本改革に向けたアクションプラン」(以下、「アクションプラン」と略記)は、10年間で12兆円規模のPFI事業を実施することを目指している。PFIが1999年に日本で導入されてから2012年までの13年間で累計4兆円規模であったことを踏まえると<sup>10)</sup>、12兆円という数字がいかに巨大なものであるかがわかる。

- |  |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"><li>1 公共施設等運営権制度を活用したPFI事業：2～3兆円</li><li>2 収益施設の併設・活用など事業収入等で費用を回収するPFI事業など：3～4兆円</li><li>3 公的不動産の有効活用など民間の提案を活かしたPPP事業：2兆円</li><li>4 その他の事業類型(業績連動の導入、複数施設の包括化など)：3兆円</li></ol> |
|--|

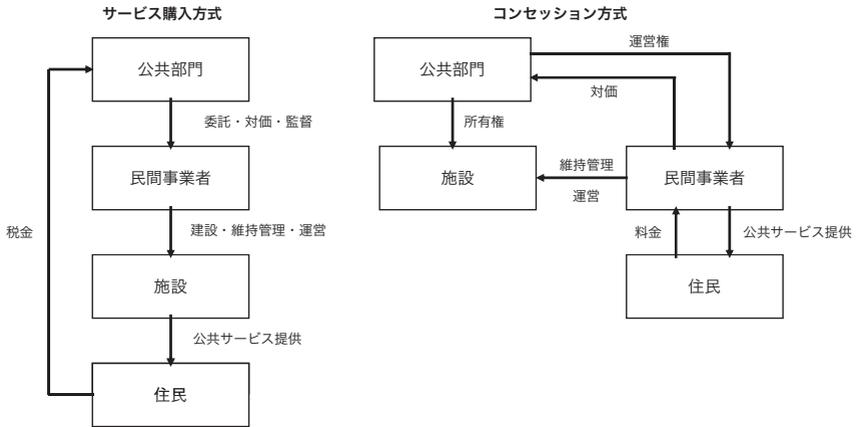
出典：内閣府 [2013]、3～6ページより作成。

図2 「アクションプラン」が重点を置くPFI事業

図2は、「アクションプラン」が重点を置いて推進しようとするPFI事業を示したものである。ここでは4つの事業が示されており、一つ目に、公共施設等運営権制度を活用したPFI事業、二つ目に、収益施設の併設・活用など事業収入等で費用を回収するPFI事業など、三つ目に、公的不動産の有効活用など民間の提案を活かしたPPP事業、四つ目に、その他の事業類型（業績連動の導入、複数施設の包括化など）である。それぞれの区分の後ろにある数字は、各PFI事業の事業規模であり、すべてを合計すれば最小で10兆円、最大で12兆円という規模になっている。ここで着目すべきは、一つ目に公共施設等運営権制度を活用したPFI事業が挙げられている点である。

公共施設等運営権制度とは、コンセッション concession 方式とも呼ばれ、公共施設について、公共による管理から、民間事業者による経営へと転換とする方式である<sup>11)</sup>。言い換えれば、公共施設の所有権は公共部門に残したまま、その運営権を民間事業者に与える仕組みと言える<sup>12)</sup>。これにより、運営面での効率化を図る一方で、民間事業者から運営権の対価を徴収することにより、公共部門は施設の建設や更新に要する費用などを回収することが可能となる。このコンセッション方式が推進すべきPFI事業として第一位に掲げられたことは大きな変化である。

PFIとは、上述した内閣府の定義にあるように、「公営施設等の建設、維持管理、運営等に民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用する」形態である。主として、施設などを用いて提供する公共サービスについて、その建設、維持管理、運営を民間事業者が担い、提供される公共サービスを公共部門が購入し、対価を支払う方式である。これをサービス購入方式と言い、図3の左に示す。対して、コンセッション方式では、図3の右側にあるように、施設の所有権については公共部門に残すことで、公共部門が施設の建設を行う。その一方で、施設の運営権については民間事業者に設定し、民間事業者が公共サービスの提供を行う<sup>13)</sup>。このように、コンセッション方式では、公共サービスの提供において、施設についての所有権が民間事業者に移転されない。



出典：筆者作成。

図3 サービス購入方式とコンセッション方式

内閣府は、サービス購入方式を実施していたPFIにコンセッション方式を導入する姿勢を明確に打ち出した。この姿勢は、2016年に内閣府が発表した「PPP/PFI推進アクションプラン」で鮮明になった。「PPP/PFI推進アクションプラン」(以下、「推進プラン」と略記)では、PFI事業の類型として、図4にあるように、4つにまとめられた。つまり、類型Ⅰとして、共施設等運営権制度を活用したPFI事業、類型Ⅱとして、収益施設の併設・活用など事業収入等で費用を回収するPPP/PFI事業、類型Ⅲとして、公的不動産の有効活用を図るPPP事業、類型Ⅳとして、その他のPPP/PFI事業、である。

|     |                                    |
|-----|------------------------------------|
| 類型Ⅰ | 公共施設等運営権制度を活用したPFI事業               |
| 類型Ⅱ | 収益施設の併設・活用など事業収入等で費用を回収するPPP/PFI事業 |
| 類型Ⅲ | 公的不動産の有効活用を図るPPP事業                 |
| 類型Ⅳ | その他のPPP/PFI事業                      |

出典：内閣府 [2016]、4～7ページより作成。

図4 「推進プラン」におけるPFI事業の類型

内閣府は「推進プラン」で、今後推進すべきPFI事業はコンセッション方式であることを明示した。類型の一番目に挙げ、これがPFI事業の典型だとしている。その一方で、PFI事業で実施されていたサービス購入方式は類型には見当たらない。なぜならば、サービス購入方式は類型Ⅳのその他のPPP/PFI事業に分類されており、類型の名前からは消えている。ここに、内閣府がPFI事業の軸をサービス購入方式からコンセッション方式に転換しようとする方針をみることができる。

加えて、「推進プラン」では、コンセッション方式を導入すべき重点分野を明記している<sup>14)</sup>。それは、空港、水道、下水道、道路、文教施設、公営住宅、の6分野である。ここで着目すべきは、水道である。それ以外の分野については、前出の表12にあるように、PFIの分野として含まれていた。下水道は含まれていたが、水道は含まれておらず、コンセッション方式の導入にともなって新たにPFI事業の対象となった分野である。PFI事業の軸をサービス購入方式からコンセッション方式に転換するなかで、重点分野として水道を盛り込んだ。内閣府の狙いはここにあると見て良いだろう。それを示すように、「推進プラン」では、「水道事業の具体的な案件形成を行うため、首長等へのトップセールスを実施する」<sup>15)</sup>として、前のめりな姿勢を見せている。

## おわりに

日本では官民役割分担によって公共サービスが提供される事業が増えてきている。ただし、それは、公共サービスのすべてが官民の連携による事業となっていることを意味しない。少なくとも、現在のところは、である。分野で言えば、住宅・生活環境、厚生・福祉・医療、教育・職業訓練の3分野が主たる領域である。とくに、2分野、つまり、住宅・生活環境および厚生・福祉・医療については、地方公営企業、指定管理者制度、PFIという形態が実施されている。日本におけるこうした官民役割分担の全体像を本論は示した。

本論の到達点を踏まえれば、冒頭の「はじめに」で挙げた官民役割分担に批判的な議論は評価されなければならない。風車に突進した男ではなかったのである。今後、官民役割分担においてもPFIにおいても水道分野が議論の焦点となる。

PFIにおけるコンセッション方式の導入をめぐって、その是非が問われることになろう。大阪市のように、コンセッション方式をベースにしたかたちでの官民役割分担を実施しようとして、市議会がこれを拒否する事例も目立つようになる<sup>16)</sup>。ただ、そうして官民役割分担による形態を敬遠したところで、水道事業においては老朽化対策が必要な状況に変わりはない。今後、水道管路の更新に対して巨額の投資をしようとするれば、水道料金の引き上げは避けられないであろう。いずれの道を選択するにしても国民に対する説明が求められ、かつ、その説明は国民に受け入れられたいものである。日本の水道の将来は透明度が高くない。

## 注

- 1) 議論を拡張すれば、政策形成の過程において審議会や業界団体などと強い関係性のなかで調整を重ねることも民営化と言えなくはない。杉浦 [2016] を参照のこと。
- 2) それぞれの形態について、詳細は後述する。
- 3) 分野の分類については、宮本 [1976] を参考にした。
- 4) 詳細は総務省 [2018b] を確認されたい。
- 5) 詳しくは、総務省 [2018a] を参照されたい。
- 6) 詳細については、総務省 [2016] を参照されたい。
- 7) 詳細については、総務省 [2018c] を参照されたい。
- 8) その他に含まれる事業一覧については、総務省 [2018d] 52～60ページ。
- 9) 詳しい内容は、内閣府 [2018] を参照されたい。
- 10) 内閣府 [2013]、1 ページ。
- 11) 「アクションプラン」に先立ち、2011年にPFI法（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律）が改正され、そのなかで公共施設等運営権制度が導入されている。
- 12) 上下分離方式と言われることもある。つまり、下である施設と、上である運営とを分離

## 日本における官民役割分担の進展とPFIの位置づけの変化（杉浦）

して、それぞれ官民が分担するからである。しかし、何を分離するかにおいて、経営や会計、組織など多様であるため、コンセッション方式と上下分離方式は同一と見なすことはできない。

- 13) 指定管理者制度と類似している形態であるが、コンセッション方式では民間事業者に施設に対する運営権が設定される点が異なる。つまり、民間事業者は運営権について譲渡権および担保権を有しており、資金調達において活用する。
- 14) 内閣府 [2016]、14～19ページ。
- 15) 内閣府 [2016]、16ページ。
- 16) 大阪市は2017年3月13日の定例会にて議案173号（大阪市水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案）を提出し、コンセッション方式に基づく水道事業の実施を提案したが、反対多数（大阪維新の会のみ賛成）により否決された。（大阪市会議事録、平成27年第1回定例会）

## 参考文献

- 石田・野村 [2014] 石田哲也・野村宗訓『官民連携による交通インフラ改革 PFI・PPPで拓がる新たなビジネス領域』同文館出版、2014年。
- 尾林・渡辺 [2018] 尾林芳匡・渡辺卓也編著『水道の民営化・広域化を考える』自治体研究社、2018年。
- 岸本ほか [2018] 岸本聡子・三雲崇正・辻谷貴文・橋本淳司『安易な民営化のつけはどこに先進国に広がる再公営化の動き』イマジン出版、2018年。
- 地下 [2017] 地下誠二監修・日本政策投資銀行地域企画部編著『水道事業の経営改革 広域化と官民連携（PPP/PFI）の進化形』ダイヤモンド社、2017年。
- 杉浦 [2016] 杉浦勉「行財政改革 ムダの解消と「未来への投資」」植田和弘・諸富徹編『テキストブック現代財政学』2016年。
- 鈴木 [2017] 鈴木文彦「PPP/PFIと地域活性化 公共施設の効率的な整備から官民連携による新たなビジネス機会の創造へ」『大和総研調査季報』Vol.27、2017年7月。
- 総務省 [2016] 総務省自治行政局行政経営支援室「公の施設の指定管理者制度の導入状況等に関する調査結果」2016年3月25日。
- 総務省 [2018a] 「平成29年度第三セクター等の出資・経営等の状況に関する調査結果」2018年12月26日。
- 総務省 [2018b] 「平成28年度地方公営企業年鑑」2018年3月。
- 総務省 [2018c] 「公共サービス改革報告書（平成27年8月～30年7月）」2018年7月20日。
- 総務省 [2018d] 「参考資料 公共サービス改革報告書（平成27年8月～30年7月）」2018年7月20日。

- 堤 [2018] 堤未果『日本が売られる』幻冬舎新書、2018年。
- 内閣府 [2013] 内閣府民間資金等活用事業推進室「PPP/PFIの抜本改革に向けたアクションプラン」2013年6月6日。
- 内閣府 [2016] 内閣府民間資金等活用事業推進室「PPP/PFI推進アクションプラン」2016年5月18日。
- 内閣府 [2018] 内閣府民間資金等活用事業推進室「PFIの現状について」2018年7月。
- 根本 [2017] 根本祐二「公共施設等総合管理計画の実効性を高めるための公共施設評価手法の開発」『東洋大学PPP研究センター紀要』第7巻、2017年3月。
- 野田 [2004] 野田由美子『民営化の戦略と手法 PFIからPPPへ』日本経済新聞社、2004年。
- 野村 [2017] 野村宗訓「空港民営化の政策分析 官民連携の将来像を考える」『経済学論纂』、第57巻第3・4合併号、2017年3月。
- 福川ほか [2014] 福川伸次・根本祐二・林原行雄『PPPが日本を再生する 成長戦略と官民連携』時事通信社、2014年。
- 宮本 [1976] 宮本憲一『社会資本論 改訂版』有斐閣、1976年。
- 望月 [2016] 望月信幸「指定管理者制度における官民の目的の違いとその影響」『アドミニストレーション』第22巻第2号、2016年2月。
- 森 [2016] 森裕之『公共施設の再編を問う 「地方創生」下の統廃合・再配置』自治体研究社、2016年。
- 山内 [2014] 山内弘隆編著『運輸・交通インフラと民間活力 PPP/PFIのファイナンスとガバナンス』慶應義塾大学出版会、2014年。
- PPP研究センター [2015] 東洋大学PPP研究センター『公民連携白書 2015～2016 人口減少対策』時事通信社、2015年。